

平成 30 年度

原町第一中学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「原町第一中学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができるよう「原町第一中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめとは

「本校生徒が、本校に在籍している一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」と捉える。

(3) いじめの特質とは

- ① いじめは、目に見えにくいもの
- ② いじめは、人に相談しにくいもの
- ③ いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こり得るもの
- ④ いじめの態様は、ひやかし・からかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
- ⑤ いじめられる側とそれ以外の者の認識がちがっていることがあるもの
- ⑥ いじめは、複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの

(4) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ① 冷やかしやからかい、悪口、脅し文句など、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨ その他

(5) いじめ克服のための構え

- ① 未然防止、早期発見、早期対応、早期解決が大原則
- ② 「いじめ」の訴えには、「いじめがあった」という前提で早期に対応
- ③ こどもの訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応
- ④ いじめる生徒への指導といじめられた生徒への心のケアが基本
- ⑤ 一部の問題とせず、学校全体・組織的な対応（報・連・相）が基本

2 いじめを未然に防止するために

(1) 生徒に対して

- ① 「居場所」づくりと「自己有用感」の醸成
集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じる経験を積ませることや他者のために役立ち感謝される場を意図的に設定し「自己有用感」を育成する。
- ② 「規範意識」の向上と「自己指導能力」の育成
「いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させるための近道が、学校のルールを守らせることと全職員が認識する。
- ③ 「わかる授業」・「全員が参加できる授業」の実践と授業研究の推進
単位時間のねらいを明確にし、全員が参加できる学習形態の工夫と学習への達成感・成就感を持たせる指導を推進する。
- ④ 「生命」や「人権」を大切にする指導
道徳教育の充実を図るとともに学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実に努める。
- ⑤ 「情報リテラシー」・「情報モラル」教育の推進
ネット上のいじめ問題の未然防止のため、生徒・保護者に講演会や懇談会を通し、積極的な啓発活動を行う。

(2) 学校全体として

- ① いじめに取り組む基本方針
「いじめをさせない」・「見逃さない」・「許さない」の三原則を全職員で共有し、情報が組織的に迅速に把握できる体制を整備する。
- ② 全職員の危機意識の向上
学年や学校全体で「いじめられやすい生徒」「いじめる側になりやすい生徒」をあらかじめ把握し、観察・声かけ・相談により、いじめの早期発見・早期対応・早期解決につなげる。

(3) 保護者・地域に対して

- ① 必要に応じ、いじめについての情報を提供し、学校の取り組みに対する理解と協力を得るよう努める。
- ② 学校評議員会や地域の民生委員などとの連携を図り、いじめ問題の取り組みに対する多様な意見を学校の取り組みに生かすように努める。

3 いじめを早期に発見するために

(1) 校内連携体制の充実（組織としての状況把握）

- ① 小さなサインを見逃さない、きめ細かな情報交換
- ② S Cとの協力体制の整備
- ③ 全職員での情報把握・共有

(2) 共感的な人間関係の醸成（生徒から情報が入りやすい環境づくり）

- ① 生徒への親切で温かな対応
- ② 自分や仲間の良さを伝えあい、互いの存在を認め合う指導

(3) アンケート調査等の効果的な実施（心の状態を把握する手段）

- ① 年間を通じた定期的なアンケート調査
- ② 心の健康面を重視したアンケートの随時の実施
- ③ 教育相談期間における個別面談の実施等

4 いじめ発見後の適切な対応のために

(1) 情報の的確な把握（事実関係の確認）

- ① 「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ・どのように」を、時系列で把握。必ず、複数の教員で同時に確認。
- ② 双方から話を聞き、事実を突き合わせ、矛盾がないか整理。

(2) 管理職への報告

- ① どのケースも緊急との意識を持ち、報告を最優先する。
- ② 情報提供者への配慮を担当者間でも確認する。

(3) 校内連携体制の充実（組織としての状況把握）

- ① 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任等を中核に、事案に応じた柔軟な体制を確立する。
- ② 事実関係把握までの手順・役割分担等を明確する。

(4) 事実関係の把握、校内連携体制の充実（組織としての状況把握）

- ① 聞き取るべき内容・留意すべき事項を、組織として確認する。
- ② 被害者・加害者・関係者（傍観者等）を、個別かつ同時進行で事情を聞く。
- ③ 聞き取り中に随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握する。

(5) 被害生徒の安全確保と迅速な対応

- ① ケースによっては、被害生徒を教室から一時避難させることも検討する。
- ② 保護者に学校の動きを確実に伝達。可能な限り家庭訪問を複数職員で迅速に行う。

5 いじめの確実な解決のために

(1) 被害生徒・保護者に対して

- ① 「自分が生徒だったら、被害生徒の保護者だったら」という立場で、複数教員で対応する。
- ② 安心して学校生活を送るための具体的なプランを示す。
- ③ 心のケアや休み時間・登下校の時間の見守りを継続する。
- ④ 解決後もしくはばらくは保護者に定期的な経過報告を行う。

(2) 加害生徒・保護者に対して

- ① 行為に対して正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があってもゆるされないことだと理を尽くして冷静に説諭する。
- ② 被害者と加害者の認識の違いにも触れ、相手の立場で考えさせる場を持つ。
- ③ 加害生徒の心の負担やストレスにも配慮した指導を進める。（いじめるエネルギーを転換する指導を継続する。）
- ④ 保護者には事実関係を伝え、協力関係を得るように努める。
- ⑤ 被害生徒への心理状況を把握しながら、謝罪の場を持つ。

(3) 傍観者・観衆に対して

- ① いじめは観衆や傍観者によって加速し、深刻化することを発達段階に応じて指導する。
- ② 全教育活動を通して、相手の立場に立って考える力や思いやりの心、正義感を育む。

6 校内体制（いじめ対策委員会）について

法：22条において、学校はいじめ防止等に関する措置を効果的に行うため、当該の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

(1) 校内いじめ防止・対策委員会（原町一中いじめ問題対策連絡協議会）

構成メンバー：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、SC、PTA会長、学区内民生委員

(2) 委員会の役割

- ① 本校におけるいじめ問題への対応方針や予防的取り組みに対する協議
- ② いじめ問題に関する全般的な情報交換
- ③ 本校で生じたいじめ問題への対応協議
- ④ いじめ問題に対する校内研修計画の検討

7 関係機関との連携

(1) 校内ＳＣとの連携

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、生徒の悩みや不安、ストレス等の把握
- ② 保護者との教育相談やカウンセリングの依頼

(2) 民生委員、児童相談所、市教委、市福祉課家庭児童相談室、警察等との連携

- ① 非行、健全育成、障がい、保健などの問題が要因に含まれる場合は、様々な関係機関と連携することとする。特に、犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応する。

8 いじめ防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動等	生徒会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	・今年度の目標を立て、新しい気持ちでスタートする。	いじめアンケート	望ましい生活習慣、礼儀 学習環境の整備 学習旅行、修学旅行	対面式 あいさつ運動(通年)			事例研修 (生徒理解)
5月	・原町一中生としての自覚と誇りを持ち、よりよい校風づくりに努力する。	いじめ・生活アンケート	充実した学級生活	生徒会 総会	情報モラル教室 (ネット関連)	教育相談	事例研修 (生徒指導)
6月	・自己を見つめ、心身を鍛える。	いじめアンケート	中体連総合大会 学年スポーツ大会				
7月	・健康と安全に心がけ、自主的・自律的な生活設計をする。	いじめ・生活アンケート				1・2年：家庭訪問 3年：三者面談	小中連携
8月	・事故に遭わないよう心がける。 ・環境を整えて、元気に2学期をスタートする。		職業講話 人権作文コンクール 高校説明会				高等学校等 体験入学
9月	・環境を整えて、勉強とスポーツに元気に取り組む。	いじめ・生活アンケート	薬物乱用防止教室 中体連新人大会			個別懇談	
10月	・生活設計を改善し、効果的な学習と生活の仕方を確立する。	いじめアンケート	親子奉仕作業 合唱コンクール 文化祭(学年発表)	生徒会 総会 文化祭			
11月	・自己を見つめ、進路について関心を高める。	いじめ・いじめアンケート	赤い羽根募金活動			教育相談	小中連携
12月	・今年1年間の生活の反省を深め、よりよい生活への意欲を高める。	いじめアンケート	歳末助け合い募金活動				
1月	・自分を高めるための、新しい生活を計画する。	いじめアンケート	新年の抱負		情報モラル教室 (携帯、メール)		新入生説明会
2月	・寒さに負けず、よりよい校風づくりに努力する。	いじめ・生活アンケート	性教育講話	3年生を送る会		個別懇談	
3月	・進歩と成果を確かめ、感謝の気持ちと希望を持って、新しい生活への心構えをつくる。	いじめアンケート	卒業式				

9 学校評価における留意事項

全職員でいじめ問題に取り組むため、学校評価において次の2点を加味し、適正な評価を行う。

- (1) いじめの早期発見の手法に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

10 個人調査の取り扱い(保存期間)

個人調査(アンケート等)の保存期間は3年間とし、重大事態に発展した場合の資料とする。

定期的ないじめ調査アンケート実施(生徒：毎月※8月除く 保護者：隔月(4.6. 9.11. 1.3月))
その結果をふまえて協議する